

令和2年度

第1回

財政援助団体等監査報告書
(指定管理者監査その1)

指定管理者

センターサイクル福生共同事業体

所管部課

都市建設部 施設公園課

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書（指定管理者監査）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

施設名：福生市自転車駐車場

指定管理者：センターサイクル福生共同事業体

所管部課：都市建設部 施設公園課

第3 監査の期間

令和2年12月7日から令和3年2月25日まで

[書面及びオンライン会議による説明聴取日 令和3年1月14日]

第4 監査の主な着眼点及び実施内容

次の点を主眼に、公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を行い、質疑については、新型コロナウイルス感染症への対応により、書面及びオンライン会議にて関係者から回答を得るなどの監査手続により実施した。

1 所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

2 指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

第5 指定管理の概要

1 目的

指定管理者の能力を活用しつつ、駐車場利用者へのサービスの向上及び駐車場の効率的な管理運営を行い、もって自転車等の利用者の利便を図る。

2 事業の名称・内容

自転車駐車場指定管理委託

3 施設の名称

(1) 福生駅西口自転車駐車場	福生市大字福生 997 番地 20
(2) 福生駅東口地下自転車駐車場	福生市東町 5 番地 1
(3) 牛浜駅東口自転車駐車場	福生市牛浜 148 番地 4
(4) 牛浜駅西口自転車駐車場	福生市牛浜 58 番地 1
(5) 拝島駅北口自転車駐車場	福生市大字熊川 1398 番地 1
(6) 熊川駅東自転車駐車場	福生市大字熊川 798 番地 1
(7) 東福生駅西口自転車駐車場	福生市大字福生 2153 番地 3
(8) 東福生駅東口自転車駐車場	福生市大字福生 2051 番地 1

4 指定管理者名・代表者

センターサイクル福生共同事業体

代表団体 公益財団法人自転車駐車場整備センター 理事長 石井 喜三郎

構成団体 友輪株式会社 代表取締役 田雑 重信

5 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (5 年間)

6 指定管理委託料

令和元年度	11,065,000 円	(決算額)
令和2年度	11,523,000 円	(契約額)
令和3年度	11,516,000 円	(収支計画額)
令和4年度	11,509,000 円	(収支計画額)
令和5年度	11,502,000 円	(収支計画額)

第6 監査の結果

福生市自転車駐車場の指定管理者であるセンターサイクル福生共同事業体及び所管課について福生市監査基準(令和2年3月26日決定)に準拠し監査

した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかということについては、重要な点においておおむね認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 指摘事項

(1) 定期使用料免除申請書の処理欄の記載について

指定管理者は、申請者から提出される自転車等駐車場定期使用料免除申請書（自転車等駐車場条例施行規則第5条別記様式第6号）について、申請書の処理欄の処理年月日、受付印、免除する・しない等について記入していなかった。免除を承認した経過に係る文書となるため、不備のないよう処理されたい。

(2) 書面による承諾手続について

基本協定書第19条では、指定管理者は業務の一部を第三者に委託する場合は事前に市に承諾を求めるものと定められており、同第56条では、承諾は書面により行うことと定められているが、所管課は承諾書を指定管理者に発出しておらず、口頭での承諾で済ませていた。承諾は市の指定管理者に対する意思表示であり、口頭により行くと、後日指定管理業務の履行にあたって疑義や問題が生じた場合に責任の所在が不明確となるため、基本協定書の条項を厳守し、書面による承諾手続を徹底されたい。

2 意見・要望等

(1) 自転車駐車場整備に係る提案について

今後、市が福生駅西口地区市街地再開発事業等、まちづくりに関連して自転車駐車場整備について検討をする際には、長年自転車駐車場の管理運営業務を行い培った知識や経験を持つ指定管理者として提案をいただくよう期待したい。

令和2年度

第1回

財政援助団体等監査報告書
(指定管理者監査その2)

指定管理者

福生市スポーツ推進グループ

所管部課

教育部 スポーツ推進課

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書（指定管理者監査）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

施設名：熊川地域体育館及び福生地域体育館

指定管理者：福生市スポーツ推進グループ

所管部課：教育部スポーツ推進課

第3 監査の期間

令和2年12月7日から令和3年2月25日まで

[書面及びオンライン会議による説明聴取日 令和3年1月20日]

第4 監査の主な着眼点及び実施内容

次の点を主眼に、公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を行い、質疑については、新型コロナウイルス感染症への対応により、書面及びオンライン会議にて関係者から回答を得るなどの監査手続により実施した。

1 所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

2 指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

第5 指定管理の概要

1 目的

熊川地域体育館及び福生地域体育館の運営について、民間事業者等の創意と工夫に基づいた施設管理及び運営をすることで、地域住民等に対するサービスの向上を図り、地域のスポーツ振興の一層の増進を図る。

2 事業の名称・内容

熊川地域・福生地域体育館指定管理委託

3 施設の名称

(1) 熊川地域体育館

福生市熊川 380 番地 7

(2) 福生地域体育館

福生市武蔵野台一丁目 8 番地 7

4 指定管理者名・代表者

福生市スポーツ推進グループ

代表団体 シンコーススポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太

構成団体 アズビル株式会社 代表取締役 曾禰 寛純

シンコーファシリティーズ株式会社 代表取締役 石崎 健太

5 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (5 年間)

6 指定管理委託料

令和元年度 72,405,534 円 (決算額)

令和2年度 72,800,701 円 (契約額)

令和3年度 72,781,000 円 (収支計画額)

令和4年度 72,771,000 円 (収支計画額)

令和5年度 72,750,000 円 (収支計画額)

第6 監査の結果

熊川地域・福生地域体育館の指定管理者である福生市スポーツ推進グループ及び所管課について、福生市監査基準（令和2年3月26日決定）に準拠し監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に

沿って行われているかということについては、重要な点においておおむね認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 指摘事項

(1) 発送する文書に付すべき記号及び番号について

基本協定書第 20 条では、指定管理者は業務の一部を第三者に委託する場合は事前に市に承認を求めるものと定められており、同第 56 条では、承認は書面により行うことと定められている。その規定どおり指定管理者からは第三者委託承認依頼が提出され、市は指定管理者からの依頼に基づき第三者委託承認通知を発送している。

しかしながら、市が発送した文書に記号及び番号が付されていなかった。福生市文書管理規程第 15 条（起案文書の処理）では、発送する文書には記号及び番号を付さなければならないとされており、所管課は、福生市文書管理規定に基づき文書事務の適正な処理を図ることを徹底されたい。

(2) 消費税法改正に伴う指定管理料の影響額について

消費税法改正に伴う令和元年 10 月 1 日以降の影響額について、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理に関する覚書（以下「覚書」という。）を取り交わし、令和元年度の影響額（以下「影響額」という。）は 1,061,000 円としたが、指定管理者は、この影響額を「その他の収入」として算入しており、収支総括表収入の部「指定管理料金（単位：千円、税込）」の決算額においても影響額を含まない額を記載していた。

所管課によると、この影響額について、指定管理者側が「その他の収入」として収入するよう経理をしていたことが原因で、計上漏れではなかったため承認したとのことであった。覚書において、影響額は指定管理料として支払うとしていることから、指定管理者は、影響額について指定管理料として算入されたい。

(3) 収支報告（月別）の指定管理料について

事業報告書内の収支報告（月別）の指定管理料について、収支報告の記載額と市の支出額に相違があった。指定管理者によると上半期は社内で売り上げの波を平坦にするため各月への振り分けを行っており、報告時に社内決済金額を誤って記載してしまったとのことであった。事業報告書は市に提出し承認を得る必要があるものであるため、指定管理者は、実際の受領額と相違のないよう報告されたい。また、所管課は、事業報告書について承認する立場にあること

から收受する際には内容を確認されたい。

2 意見・要望等

(1) 基本協定書と管理運営業務基準との不整合の解消について

基本協定書第30条では、指定管理者は、事業計画書について、各年度の前年度の9月末日までに市に提出しなければならないと規定しているが、管理運営業務基準によれば、毎年度2月末日までに提出することとされており、基本協定書と管理運営業務基準との間で不整合が生じている。

所管課によると、次年度の事業予定及び収支予定等について9月の段階で厳密な事業予定及び収支計画を作成することは難しいため、現状、事業計画書については管理運営業務基準にのっとり、2月末日までに提出することとしているとのことである。

所管課においては、基本協定書と管理運営業務基準との間に不整合が生じないようにすること及び実態に即した内容とするため、基本協定書の規定の改正について検討されるよう要望する。